

授業や生活面での配慮を考える

指導内容や方法を検討する。

- 視覚的な教材を用意したり、話し方を変えてみたりすることで、生徒の理解が進みます。一人一人の特徴を理解した上で、授業を工夫してみましょう。
- 各教科によって配慮も異なるので、まずは、教員一人一人が、自分ならどのようなことが可能か考え、できることから始めていくことが大切です。

考えられる支援

- ・ 視覚的な提示の工夫（分かりやすい板書、プリント類の活用）
- ・ 分かりやすい説明の仕方（端的な話し方、順序立てた話し方）
- ・ 授業のポイントの明確化（1時間の見通しやねらいを板書）
- ・ 個別の指導（机間指導の際の声かけ、放課後等の活用）

見えていることと認知することは違うということが分かった。板書の仕方を工夫したら、ノートが取れるようになり、授業に対する意欲が出てきた

友達関係等、人間関係に配慮する。

- 相手の気持ちを察することが苦手だったり、友達づきあいの仕方が分からなかつたりして、誤解を招き、トラブルになることがあります。特別な支援を必要とする生徒への配慮を行うとともに、グループ編成なども工夫することが大切です。
- 周囲の生徒に対しても、障害についてどのように説明するか、その生徒や保護者とも相談しながら慎重に検討します。

それまで障害について、本人はあまり意識していないなかつたが、担任とともに、進路相談の中で、自分の障害について考えて、将来の進路を真剣に検討し始めた

考えられる支援

- ・ 集団活動における配慮（班員の構成、部活動等での配慮）
- ・ 教員との信頼関係の構築
- ・ 周囲の障害に対する理解の推進
- ・ 落ち着ける場所や相談できる人の確保

発達障害等の相談機関

○都立精神保健福祉センター

思春期・青年期相談 ☎ 03-3842-0946

都立中部総合精神保健福祉センター

思春期・青年期相談 ☎ 03-3302-7711

都立多摩総合精神保健福祉センター

思春期・青年期相談 ☎ 042-371-5560

その他 各保健所、保健センター

○東京都発達障害者支援センター「トスカ」

☎ 03-3426-2318

○都立梅ヶ丘病院 子どもの精神保健相談室

☎ 03-3323-7621

○東京都教育相談センター 電話相談

☎ 03-5800-8008

その他 各地域教育相談所（室）

○児童相談センター 4152電話相談

☎ 03-3202-4152

その他 各児童相談所

○警視庁ヤング・テレホン・コーナー

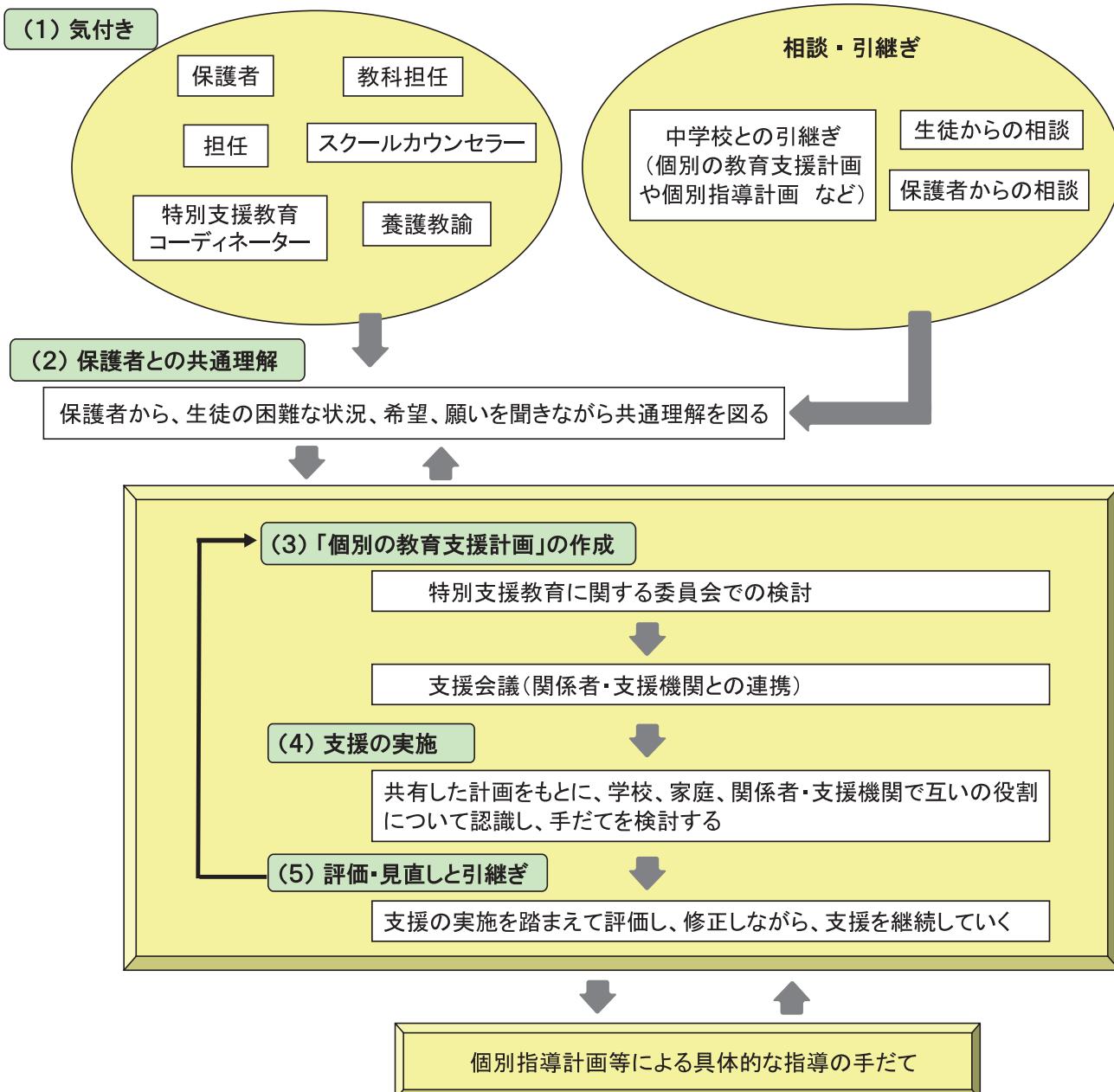
☎ 03-3580-4970

個別の教育支援計画の作成及び活用

「個別の教育支援計画」とは、障害のある幼児・児童・生徒が豊かな生活を送れるようにするために、教育、福祉、医療、労働等の関連機関と連携をとり、一人一人の教育ニーズに応じて、生涯を通して一貫した支援を行うことを目的として作成されるものです。

平成21年3月に告示された高等学校学習指導要領の総則に、個別の教育支援計画や個別指導計画の作成や活用に関することが示されました。小・中学校においては個別の教育支援計画の作成が進んでいます。高等学校においても、中学校や保護者と連携を図りながら、作成・活用を進めていくようにしましょう。

「個別の教育支援計画」の作成・活用のプロセス(例)



高等学校教員のための特別支援教育推進資料「高等学校における特別支援教育の推進」

東京都教育委員会印刷物登録 平成20年度第244号

発行 東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8-1 電話番号 03-5320-6847